

毎週火、金曜日発行（但休日相当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 修正測量の実施
土地の公用廃止
土地改良区役員の退任及び就任
- ” 土地改良事業計画書の縦覧
医療機関に対する設備の承認
- ◇正誤 昭和三十三年八月十九日鳥取県告示第三百七十六号中の訂正

告示

鳥取県告示第四百九十五号

次のとおり修正測量を実施する旨広鳥取県公報局長から通知を受けた。

昭和三十三年十月二十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 作業区域 昭和二十九年八月九日現在の西伯郡境町の地域

” 上道村第五区

二 作業期間

昭和三十三年十一月中

鳥取県告示第四百九十六号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和三十三年十月二十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 場 所 米子市日原字八反坪 百八番ノ二
百九番ノ二地先
百十番ノ五

一 地目その他 農道敷

一 面積 六、三七坪

（関係図面は土木部管理課に保管）

鳥取県告示第四百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から、次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十三年十月二十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

退任した役員の名及び住所

北条川土地改良区

理事	岸田 弘	北条町大字上下
"	山本 国雄	"
"	田熊 良藏	米里
"	田熊 善之助	"
"	岩間 信好	"
"	日置 吉太郎	島
"	山口 長利	"
"	磯江 幸雄	北尾
"	河本 淳	"
"	稲本 忠雄	田井

就任した役員の名及び住所

北条川土地改良区

理事	中江 豊	北条町大字下神
"	岸田 弘	上下
"	田熊 善之助	米里
"	山口 長利	島
"	磯江 幸雄	北尾
"	岩垣 甫	弓原
"	山根 一夫	曲
"	原田 千代吉	松神
"	中江 豊	"
"	米田 薫	下神
"	牧野 克良	"
"	浜本 博昌	"
"	原田 仙松	弓原
"	福井 茂雄	"

鳥取県告示第四百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十三年十月二十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

退任した役員の名及び住所

湖東大浜土地改良区

理事	入江 昶	鳥取市大工町頭
"	渡辺 政治	馬場町

北条川土地改良区

理事	沢住 辰藏	大栄町大字原
"	山本 廉男	倉吉市小田
"	中江 豊	北条町大字下神

稲本 忠雄	田井
岩垣 緑	弓原
牧野 克良	下神
遠藤 清春	松神
田中 一	曲
吉田 啓藏	下神
谷本 正和	曲

竹本 薫	伏野
村山 定太郎	"
小玉 竹藏	賀露町
奥田 平次	"
敦賀 久次郎	"
石黒 圭太郎	"
奥村 秀治	潮山町
山根 幸一	"
杉田 光好	"
星見 重藏	"
山根 寿三郎	"
監事 渡辺 重治	賀露町
田中 文太郎	三津
船越 礼次郎	湖山町

井上	河本	伊藤	東	山本	清水	生田	井上	谷本	日置	根鈴	浜本	岸田	中村	龜山	河本	加藤	有福
文太郎	喜代定	義男	春藏	涼三	長太郎	貢	久平	正和	吉太郎	一雄	博昌	弘	喜一	政由	常敏	平治	源藏
倉吉市巖城	下古川	新田	中江	北条町大字国坂	江北			曲	鳥	松神	弓原	上下	大栄町大字東園	西園	倉吉市大塚	北条町大字江北	米里

山崎	竹内	山田	山田	山田	下田	小谷	下田	山田	山田	小谷	竹内	下田	下田	下田	小谷	大崎土地改良区	理事
祥雄	兼藏	太郎	茂見	進	幸雄	勝美	哲市	富二夫	隼男	愛生	哲夫	寿雄	清雄	謙治	久藏	米子市大崎	
大栄町大字瀬戸	河原町大字山上																

角村	木村	角	宮本	永井	角	木村	木村	木村	小笹	小笹	松本	小笹	木下	松本	松本	矢倉	宮本	矢倉	木村	
正寿	繁隆	米一	伊勢丸	峻	弘	賢	隆	久市	甲子夫	利夫	治	治	治	治	治	好	好	好	乙市	

渡辺 金秋
松本 節藏

鳥取県告示第四百九十九号

昭和三十三年七月三十日付で国分寺土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする暗渠排水事業については、審査の結果、その計画を適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十三年十月二十一日

鳥取県知事 遠藤

茂

一 縦覧期間

昭和三十三年十月二十一日から同年十一月九日までの二十日間とする。

二 縦覧場所

岩美郡国府町 国分寺土地改良区事務所

鳥取県告示第五百号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第七十号）に基き定められた看護、給食及び寝具設備の基準（昭和三十三年厚生省告示第七十八号）の規定により、次の医療機関に対する設備の実施を次のように承認した。

昭和三十三年十月二十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

施設名	所在地	基準		給食		寝具設備	
		承認番号	承認年月日	承認番号	承認年月日	承認番号	承認年月日
鳥取赤十字病院	鳥取市西町一	特看第一号(一)	昭和三十三年十月三十一日	一般病棟	食第一号	昭和三十三年十月三十一日	全病棟
〃	〃	特看第二号(二)	〃	結核病棟	〃	〃	〃
鳥取県立中央病院	鳥取市吉方三〇	特看第三号(一)	〃	一般病棟	食第二号	〃	〃
〃	〃	特看第四号(二)	〃	結核病棟	〃	〃	〃
市立鳥取市民病院	鳥取市古市一	看第一号	〃	全病棟	食第三号	〃	〃
厚生病院	倉吉市越殿町	特看第五号(一)	〃	一般病棟	食第四号	〃	〃
〃	〃	特看第六号(二)	〃	結核病棟	〃	〃	〃
博愛病院	米子市加茂町	看第二号	〃	全病棟	食第五号	〃	〃
〃	〃	看第三号(一)	〃	〃	食第六号	〃	〃
広江病院	上後藤	看第三号(二)	〃	〃	〃	〃	〃

森脇病院	〃	加茂町一	食第七号	〃	〃
北垣胃腸科病院	鳥取市庵丁人町	〃	食第八号	〃	〃
幡病院	〃	吉方町	食第九号	〃	〃
渡辺病院	〃	東町	食第十号	〃	〃
町立浦富病院	岩美郡岩美町	〃	食第十一号	〃	〃
智頭病院	八頭郡智頭町	〃	食第十二号	〃	〃
倉吉病院	倉吉市上井町	〃	食第十三号	〃	〃
日野病院	日野郡根雨町	〃	食第十四号	〃	〃
西伯病院	西伯郡西伯町	〃	食第十五号	〃	〃
脇田医院	米子市中町	〃	食第十六号	〃	〃
綿織眼科医院	〃	東町九一	食第十七号	〃	〃
鳥取大学医学部附属病院	〃	西町	食第十八号	〃	〃
高島病院	〃	西町六	食第十九号	〃	〃
鳥取県立整肢学園	〃	皆生	食第二十号	〃	〃
岡山大学医学部附属病院三朝分院	東伯郡三朝町山田	看第四号(一)	食第二十一号	〃	〃
		昭和三十三年十月三十一日	全病棟	〃	〃
				第一号	昭和三十三年十月三十一日 全病棟

施 設	森脇病院	基進看護	不 承 認 の 事 由
名 称	米子市加茂町一		
所 在 地			
申 請 事 項			

- 1 准看護婦が二名不足する。
- 2 看護体制が三交替制でない。
- 3 重症患者の急に応ずる体制が整備されていない。
- 4 看護用具（特に湯タンポ、体温計、水枕、氷のう）が不足する。
- 5 看護助手が看護婦の業務を行つてゐる。
- 6 病室内に私物が多く、清潔整頓不十分である。

正 誤

昭和三十三年十月十四日付正誤をもつて一部訂正した昭和三十三年八月十九日付鳥取県告示第三百七十六号につき、改めて次のように訂正する。

- | | | | | |
|---|------|---|--------|--------|
| 頁 | 行 | 段 | 誤 | 正 |
| 1 | 終りから | | 〇、〇一二三 | 〇、〇一二四 |
| 4 | | | | |

昭和四年四月十五日第三種郵便の認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町